

静岡県公安委員会規程第6号

組織改正に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和7年3月27日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

組織改正に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程

(自転車運転者講習の実施に関する規程の一部改正)

第1条 自転車運転者講習の実施に関する規程(平成27年静岡県公安委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習実施責任者等) 第4条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察本部交通部 交通企画課理事官</u> (部付を兼ねる者を除く。)とし、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐するものとする。 3 (略)	(講習実施責任者等) 第4条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察本部交通部 交通企画課管理官</u> (次席を兼ねる者を除く。)とし、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐するものとする。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規程の一部改正)

第2条 特定小型原動機付自転車運転者講習の実施に関する規程(令和5年静岡県公安委員会規程第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習実施責任者等) 第4条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察本部交通部 交通企画課理事官</u> (部付を兼ねる者を除く。)とし、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐するものとする。 3 (略)	(講習実施責任者等) 第4条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察本部交通部 交通企画課管理官</u> (次席を兼ねる者を除く。)とし、講習の実施に関し講習実施責任者を補佐するものとする。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和7年3月28日から施行する。